

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 1月30日
【会社名】	株式会社クリムゾン
【英訳名】	CRYMSON Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姚 健
【本店の所在の場所】	東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
【電話番号】	03 - 5637 - 0505
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 管理本部長 児玉 俊明
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
【電話番号】	03 - 5637 - 0505
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 管理本部長 児玉 俊明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 249,995,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月30日に開催された臨時株主総会において「第三者割当による新株式発行の件」が普通決議により承認可決されました。

これに伴い、平成23年12月9日付をもって提出した有価証券届出書及び平成23年12月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の内容の一部の訂正（証券情報の更新）を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	15,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資により発行される株式を以下「本株式」といいます。)は、平成23年12月9日(金)開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、平成24年1月30日(月)開催予定の臨時株主総会による承認が条件となります。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	15,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資により発行される株式を以下「本株式」といいます。)は、平成23年12月9日(金)開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、平成24年1月30日(月)開催の臨時株主総会による承認が条件としておりましたが、同日付で実施の上記臨時株主総会において、本第三者割当増資は決議され、承認可決されております。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

##### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

###### (訂正前)

本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることになっているため、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

なお、本第三者割当増資は支配株主との取引等に該当いたしません。

###### (訂正後)

本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることになっているため、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成24年1月30日開催の臨時株主総会の承認を得ております。

なお、本第三者割当増資は支配株主との取引等に該当いたしません。

以上